

## 東山田小学校いじめ防止対策基本方針

吹田市立東山田小学校

### 第1 (いじめの基本認識)

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。起こった場所は学校の内外を問わない」（「いじめ防止対策推進法」）で、個々の行動がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行う必要がある。

### 第2 (目的)

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。本校におけるすべての教職員が「いじめに関する認識から取組」に至るまで、共通認識のもと組織的・計画的に取り組んでいく「行動計画」となるものである。

### 第3 (いじめの防止)

いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1. いじめを未然に防ぐための教職員の基本姿勢として、次にあげる事項に努める。

(1) 子どもに対する受容的・共感的態度

- ・子どもの良さをたくさん見つけ、認め、褒めることができる実行力
- ・子どもの話への積極的な傾聴と共感
- ・子どもの言動の背景（家庭・育ちの特性）を含めた一人ひとりへの受容
- ・子どもの小さな変化を見逃さない感性と洞察力

(2) 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響を及ぼすことを常に意識する。

(3) 大勢の前で特定の子どもの負のイメージとなる言動をとったり、冷やかしたりする軽率な振る舞いが子どものいじめを誘発、助長している可能性があることを意識する。

2. 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が組織的に取り組む。

(1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。

(2) 欠席日数や部活動・行事等の参加状況等を注視し、情報を共有する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。

（この組織は、児童支援部会を中心とし、必要に応じて、校長、教頭、首席、生徒指導主事、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー〕、心理等の専門的知識を有する者〔教育相談員〕、養護教諭、その他の関係者により構成する＝東山田コア会議）

(4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。**(別紙1)**

(5) 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。

(6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

3. 児童のいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育み、児童らがいじめについて学ぶ取組を進める。

(1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。

(2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。

(3) 言語活動を充実させ、児童・生徒のコミュニケーション能力を向上する。

(4) 児童会活動を活性化し、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。

(5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。

(6) すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫するなど、わかる授業づくりを進める。

(7) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

#### 第4（早期発見）

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

- (1) 児童一人ひとりのサイン（別紙2）、学級集団からのサイン（別紙3）に敏感になるためのチェックシートによる教職員の自己点検を毎月一度行い、児童支援部会で情報共有する。
- (2) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (3) 学級アンケートを学期に一度実施する。
- (4) 教育相談の担当者から、いじめの当事者（含む保護者）やいじめ周辺者（含む保護者）等の情報を収集するとともに、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。
- (5) 子どもの様子を見守るため、家庭チェックシート（別紙4）を年度初めに配付し、学校と連絡を密にする。

#### 第5（いじめに対する措置）

いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1. 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、児童支援部会で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。  
①事実確認 ②レベルの判断 ③対応の決定 ④連絡機関の確認 ⑤担任の確認
  - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
  - (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを整えるとともに、加害児童に対して継続的な指導を行う。
  - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
  - (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
  - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。（別紙5）
2. 重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
  - (1) いじめにより被害児童・生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
  - (2) 調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
  - (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

#### 第6（解決から事後指導）

いじめの発生から「解決」を確認するまで、追求する。「解決」の確認には校長があたる。

- ①解決の報告②校長のフォロー③事後観察や聞き取り（1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後）

#### 第7（その他）

この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

## いじめ防止等に関する年間計画

	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修 コア会議 担任用チェックシート 毎月児童支援部会で確認	学級懇談	家庭用 チェックシート	PTA運営委員会 (毎月1回)
5月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート	土曜参観(引き取り訓練)		小中連携推進 会議(毎月1回) 地域教育協議会
6月	コア会議 いじめ防止の取り組み ( ) 学級アンケート 6/ ~	個人懇談		学校評議員会
7月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート 学期末集計、点検・検証			
8月	校内研修 担任用チェックシート			
9月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート			
10月	コア会議 ケース会議 担任用チェックシート いじめ防止の取り組み ( )			
11月	学級アンケート 11/ ~ コア会議 ケース会議 学校教育自己診断			
12月	コア会議 担任用チェックシート 学期末集計、点検・検証	個人懇談		学校評議員会
1月	いじめ防止の取り組み ( ) コア会議 担任用チェックシート			
2月	学級アンケート 2/ ~ コア会議 ケース会議 担任用チェックシート 学年末集計、点検・検証	学級懇談		
3月	コア会議 担任用チェックシート 年度末点検・検証			学校評議員会

《児童支援部会》  
 いじめ・不登校防止等の対策組織  
 《いじめ不登校対策会議》  
 (定例・適宜)

## 担任用チェックシート

### 《一人ひとりの子どものサインに敏感になるために》

いじめ防止の取組みのために、子どもたちの出す「気になるサイン」を取り上げました。教職員が子どものサインを敏感に受け取ることによって、いじめの防止、早期発見にかなりの効果があります。また、発達段階によって現れ方が異なりますので、一人ひとりに寄りそった視点が大切です。

教職員は、子どもたちが安心してサインを出せるような信頼関係を築くとともに、子どもたちの出すサインに気づき、その背景を理解しようとする姿勢が必要です。

#### ① □ 声をかけると、ビクッとする。

いじめを受けている子どもは常に緊張を強いられています。ほんのちょっとしたことにも敏感に反応することがあります。

#### ② □ イライラして反抗的になったり、攻撃的になったりしている。

いじめを受けている子どもは気持ちが不安定になります。突然怒り始めたり、ちょっとしたことでどなり始めたりすることもあります。子どもの状況に注意してみてください。自分を守るために必死な気持ちの現れかもしれません。

#### ③ □ 声をかけても返事がない。□数が少なくなった。

心の中に重いものや気にかかることがあると、それにとらわれて返事ができなかったり、気軽なおしゃべりができなくなったりします。他にも、学習への意欲を失ったり、昼食を食べなかったり、様々な活動で意欲の減退が見られます。

#### ④ □ 欠席、遅刻、早退が増えた。

学校に行けない、学校に行きたくないという、はっきりした気持ちの場合もありますし、本人は気づいていないけれど、朝になるとお腹や頭が痛くなるなど、抑うつ的な気持ちが身体症状となって現れている場合もあります。

⑤ □ ケガや傷が多くなった。

身体的な暴力によるいじめを受けた場合、子どもたちはケガや傷を隠そうとします。体の傷とともに自尊感情も傷つけられるためです。他の人に知られることでエスカレートするのではないかというおびえもあります。

また、傷によっては自傷の可能性もありますので、十分な注意が必要です。

⑥ □ 教職員を避けている。  
又は、職員室や保健室の周りをうろうろする。

一見逆に見える反応ですが、どちらも助けを求めるサインです。おびえや警戒が見られますので、信頼関係を築くのに時間がかかります。何気ない話で声をかけ始めると気持ちを出しやすくなります。

⑦ □ 紛失物が多くなった。持ち物に落書きがある。

配付したはずのプリントを何度も取りに来たり、忘れ物が頻繁に重なったりした時には、いじめの可能性も視野に入れて考える必要があります。

⑧ □ 刃物など危険なものを持つ。

自分を守るために刃物などの危険なものを持ち始めることがあります。他の子どもたちの安全のためにもすぐに止めなければなりません。すべての子どもたちにとって安全で安心できる学級であることが最も大切です。その上で、行動の原因について子どもの話をじっくり聴きます。

	特になし
--	------

◎ これらのサインを出す子どもが、必ずいじめを受けているとは限りません。いじめ以外の問題を抱えた子どももいます。一人ひとりの子どもの実態に合わせ、子どもたちがいきいきと学校生活を送ることができるよう支援していくことが大切です。

## 担任用チェックシート

### 《学級集団からのサインに敏感になるために》

いじめについては、学級集団等、子どもたちが日常多くの時間を過ごしている集団の中で生じます。子どもどうしのトラブル、人間関係のもつれ、ちょっとしたコミュニケーションの不整合などが、いじめに発展する場合があります。日常の学級集団の状況をよく見ていれば、いじめに発展する前に、その兆候に気づくことができます。

①  休み時間等に固定化した少人数のグループに分かれる傾向がある。

固定化した少人数のグループに分かれることが続くときは、子どもたちの集団の機軸が、それぞれ私的かつ排他的なものに陥っている場合が考えられます。共感や受容の人間関係が壊れかけているときに、こういう傾向が見られることがあります。

②  学校の行き帰りや休み時間等にいつも一人で過ごしている子がいる。

「自分はひとりでいたいから。」と当該の子どもが言っている場合にも、その原因を探ると他の集団に入りづらくなっている場合があります。そのような集団には、いじめの生じる可能性があります。一人で過ごしている子どもが複数いる場合には特に注意が必要です。

③  班活動や集団行動のときなどに一人でいる。

仲間はずしにあっていく可能性があります。意識的に一人の子どもを無視しているような様子がないか、周囲の子どもたちの状況も含めて、グループの関係に気をつけてください。

④  学級の子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反に敏感に反応する。

失敗に対して過剰にからかったり、ひやかしたりする。規則違反に対して必要以上に厳しい言葉を投げかけるなどです。いじめを行っている子どもたちには相手が悪いことをしたのだという意識があり、いじめを正当化しやすい状況になっています。時に、教職員に対して、規則違反への厳格な処分を求めてくる場合があります。必要な指導を行うことは大切ですが、子どもたちの要求の背景にある人間関係に留意する必要があります。

⑤  昼食時等の子どもたちの会話に、度を過ぎたふざけやからかうような笑いがみられる。

人と接するときの配慮、言われた人の気持ちを思いやることより、その場が面白ければよいという価値観が優先されている可能性があります。

⑥  ニックネームやあだ名が偏って使用されている。

特定の子どもだけがあだ名で呼ばれたり、反対に特定の子どもはニックネームで呼ばれてなかったり、日常見過ごしがちな呼び名に着目すると、集団の状態が見える手がかりになることがあります。誰が呼び捨てにされているか、さんづけで呼ばれているか等、よく観察してみましょう。また、呼び名を嫌がっている子どもがいる場合もあります。

⑦  子どもどうしの会話で、言葉がきつくなっている。

特定の子どもに対する言葉がきつくなっている場合もありますが、全体として荒い口調の会話が増えている場合に、集団の人間関係がばらばらになりかけていることがあります。

⑧  持ち物等に流行が見られたり、持ち物の自慢をしたりする子どもが増えている。

集団の中で、人間的な関係より持ち物等による関係が優先される傾向が見られたときは、子どもたちが人間関係に自信をなくしかけていたり、集団の価値観が歪み始めたりしていることが考えられます。その場合、その流行のものを持っていないことがいじめの発端になったり、時には、他の問題行動に発展したりする場合もあります。

⑨  まじめに取り組むことをひやかすような雰囲気生まれている。

自分に自信をなくす子どもが増えてきます。そうすると、まじめにこつこつがんばることを大切にする雰囲気がなくなってきます。自信をなくした子どもたちは、まじめにがんばっている人をひやかしたり、笑ったりするようになり、それがいじめの発端となる場合があります。

⑩  授業中にあまり手を上げない子が増えた。

まじめにがんばることをひやかすような雰囲気が生まれてくると、授業中積極的に学ぶこと、手をあげたりすることは「恥ずかしい」こととなります。子どもたちは手をあげなくなり、まじめに授業に参加する子どもが失せてきます。

⑪  学校のルール等を守らない雰囲気ができている。

学校のルール等も守らないことが集団のなかに傾向として見られるときは要注意です。授業が成立しにくい、学校全体の規範意識が崩れているときに、見えないところでいじめが進行していることがあります。

⑫  教職員に距離を置く子どもが増えた。

学級の規範意識が崩れると、教職員に距離を置く子どもが増えてきます。子どもたちが心を開いてくれなくなった、話をしてくれなくなった、というときに、教職員自身の力量の問題にのみ還元せず、集団がどういう実態になっているかを見る視点が大切です。

	特になし
--	------

◎ 上記のチェックポイントに当てはまる項目があっても、必ずいじめの状況があるとは限りません。しかし、これらのチェックポイントに留意して集団づくりを進めることで、いじめの状況にいたる前に防止することができます。

◎ 学級集団というのは、言うまでもなく、一人ひとりの子どもの集まりです。集団に上記のような傾向が見られた時は、漠然と学級集団を見るのではなく、誰と誰がつながり、誰が一人で過ごしているか、というように必ず構成している一人ひとりの子どもの状況をよく見るのが大切です。

# 保存版

保護者のみなさまへ

吹田市立東山田小学校  
校長 植村 誠

## いじめサインのチェックについて

子供たちは、新年度を迎え、期待に胸ふくらませて、新しい学年・クラスでの学校生活をスタートさせました。学習や活動などにも意欲的に取り組んでくれることを願っています。

しかし、一方で子供たちの生活の様子や気持ちも日々変化していきます。私たち教職員は、子供たちの心身ともに健やかな成長を促すために、学校と家庭が協力しながら子供たちを見守っていきたいと考えます。

さて、いじめを受けている子供の多くが、「いじめを受けていることを知ったら、回りの人は、どんなに悲しむだろう」と思い、残念ながら保護者や家族に言えずに隠そうとすることがあります。以下にお示しする資料を参考にして、日常にお子さまの様子を観察してほしいと思います。何か心配なことがありましたら、担任や教職員、SSWやSCにご相談ください。ここでは、いじめのサインを①「ちょっと気になる段階」と②「対応が必要と思われる段階」に分けています。①のサインが見られる場合、「もしかしたら、いじめを受けて苦しんでいるかもしれない。」という視点を持ち、子どもの言動をよく観察し、まず学校に相談してください。①のサインが繰り返し見られる場合や、②のサインが見られたら、学校と連携を取って状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関等に相談することが大切です。

### ①「ちょっと気になる段階」

- 元気がなく、イライラしている。
- 朝晩のあいさつをしなくなり、会話が減った。
- 持ち物をよく失くしてくる。
- 食欲がなくなっている。
- 家族に乱暴な態度をとる。
- 帰ってくると服が汚れている。
- お金をねだる。
- 友だちからの電話への対応が暗い。
- 急に学習状況が悪くなる。成績が下がる。

### ②「対応が必要と思われる段階」

- 教科書やノートに本人の筆跡ではない落書きがある。
- 悪口を書かれた手紙がある。
- 家のお金が無くなっている。
- 身体に不自然な傷やあざがある。
- 友達からたびたび呼び出され、嫌そうに外出する。
- 買った覚えのないものを持っている。
- 夜、眠れなかったり、夜中にうなされたりする。
- 友だちが急に遊びに来なくなり、一人でいることが増えた。
- 学校に行きたがらない。
- 衣服に汚れや靴の跡がある。
- たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている。

### 《携帯・スマートフォン・SNS等によるいじめから子どもを守るために》

◇家族で利用リスクについて話し合う。

- ・ネットは全世界に広がる情報発信・受信の場である。
- ・他人の悪口、誹謗中傷、個人情報などが容易に拡散する。加害者にも被害者にもなり得る。全国的に被害が多発している。

◇ルールを作り、ルールを守らせる。

- ・使用場所、時間、使い方、アプリなどのルールの徹底を図る。

◇フィルタリングをかける。有害サイトや画像、動画から防御する。

